

令和3年7月15日

保護者 様

真庭市立湯原中学校
校長 後安 理吉

タブレット端末貸出について

保護者の皆様におかれましては、日頃より本校の学校教育に対してご理解ご協力をいただき、ありがとうございます。

6月30日付けで配布した「タブレット端末無償貸出について」でお知らせしたとおり下記の予定で希望する生徒についてはタブレット端末の貸出を行います。家庭での使用の仕方については配布済みの「タブレット利用のルール」「タブレット端末等を活用した学習及び端末貸出に係る注意事項」をご覧ください。湯原中学校ホームページにも「家庭での端末への接続方法」と併せて掲載しております。

記

○貸出期間 7月26日（月）～8月4日（水）

○貸出方法 期間中の貸出を希望する初日に職員室に申し出て借りる
（記入用紙に貸出日と返却予定日を記入する）
期間中の返却日に職員室で返却を申し出る

○注意事項 ・ 充電器の貸出は行いません。充電は以下の方法でお願いします。
（例）部活動の開始前にタブレット庫で充電→部活後に持ち帰る。
補充学習を行っている間にタブレット庫で充電→補充学習後に持ち帰る。
（純正の充電器以外は使用しないでください。故障の際に保証できません。）
・ 使用はe-ライブラリや調べ学習に限ります。
・ 学習以外のことには使用してはいけません。
・ ルールが守れない場合は使用を停止する場合があります。

★あらためて貸出を希望する場合は教頭までお願いします。
再度、同意書を提出していただきます。